

中津市安心おでかけタクシー券 の交付について

この制度は、高齢者や障がい者で、バスなどの公共交通機関を利用することが困難で、移動手段を確保することができない方に対して交通費の一部を助成するものです。

助成対象者

中津市に住民登録を有し、市民税非課税世帯に属する方のうち、以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

種類		障がい・要介護の程度
障がい者	身体障害者手帳	視覚障害 1 級・2 級
		肢体不自由（上肢及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能に係るものを除く。）1 級・2 級
	療育手帳	A1・A2
	精神障害者保健福祉手帳	1 級
要介護認定者	要介護認定	要介護 1～5

※ただし、次のいずれかの施設に入所又は入院している者は除きます。

- 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
- 総合支援法に規定する療養介護を行なう病院、障害者支援施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設
- その他、上記に準ずる施設と市長が認める施設

助成額

1 枚 500 円のタクシー利用券を 24 枚交付（年額 12,000 円）



利用の方法

1 回の乗車につき 1 枚のタクシー利用券を使用することができます。ただし、乗車料金が **1,000 円を超える毎に**使用枚数を 1 枚追加することができます。

例)	乗車料金 800 円	⇒	使用枚数 1 枚(500 円)	+	本人負担 300 円
	乗車料金 1,000 円	⇒	使用枚数 1 枚(500 円)	+	本人負担 500 円
	乗車料金 1,100 円	⇒	使用枚数 2 枚(1,000 円)	+	本人負担 100 円
	乗車料金 2,300 円	⇒	使用枚数 3 枚(1,500 円)	+	本人負担 800 円

注意事項

- ①このタクシー利用券が使用できるのは、別紙に記載されたタクシー会社です。必ず、乗車した際に「中津市安心おでかけタクシー券」が使用できるタクシーか確認して下さい。
※別紙に記載のないタクシーに乗車してしまった場合は、タクシー利用券を使用することができません。全額自費での乗車になりますのでご注意ください。
- ②タクシー利用券を使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のうち、**タクシー利用券の表紙に記載された本人確認書類の提示が必要です。乗務員が毎回確認します。ご了承ください。**
- ③タクシー利用券の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間です。年度途中に対象となる資格を得た場合については、申請した月に応じて枚数を変更します。(1月当たり2枚)

例)

9月中に申請した人 ⇒ 22枚交付(1ヶ月分の2枚を減)
1月中に申請した人 ⇒ 14枚交付(5ヶ月分の10枚を減)



- ④タクシー利用券所持者が乗車していれば、他の人が一緒に乗車することもできます。ただし、タクシー利用券所持者が相乗りした場合でも、使用できる枚数は同じです。
- ⑤タクシー利用券を紛失した場合、再交付はできません。ただし、破損・き損した場合はお持ちの利用券と引き換えに残数と同数の利用券を再交付できます。
- ⑥タクシー利用券は他の人に譲渡・転売することはできません。必ず、ご自身で使用してください。
- ⑦タクシー利用券綴から券片を切り離したものは、無効となります。
- ⑧タクシー利用券所持者が市外へ転出した場合、また、死亡した場合は未使用のタクシー利用券を市へ返還してください。